

議案第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 31 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）により、条例改正の必要が生じたが、組合議会を招集して、その議決を経る時間的な余裕がないことが明らかであるため、埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第
１７９条第１項の規定により、埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休
暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「その他規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加え、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。